

「周防大島町犯罪被害者等支援条例」が 10月1日より施行されます。

犯罪被害に遭われた方やその家族は、犯罪そのものから受けた生命、身体、財産などに対する直接的被害（一次被害）だけでなく、二次的被害と言われる精神的ショックや不安などに長く苦しめられることも少なくありません。

犯罪被害者等が1日でも早く平穏な生活を営むことができるよう、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会をつくることを目的に、「周防大島町犯罪被害者等支援条例」が施行されます。

町では、条例に基づき、総合窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している問題についての相談対応、支援に関する各種施策について情報提供、助言、連絡調整その他の必要な支援を行います。

また、本条例は、柳井警察署管内の柳井市、田布施町、平生町、上関町においても同時施行され、1市4町が相互に連携し協働して支援する態勢を整えます。



犯罪被害者等支援シンボル
マーク「ギョっとちゃん」

周防大島町犯罪被害者等支援総合窓口
周防大島町役場総務課・大島庁舎2階
☎0820(74)1000

ペルー、ブラジル移民に関する資料提供のお願い

日本人のハワイ移民が始まったのは明治17年。その15年後の明治32年にペルー、さらにそれから9年後の明治41年にブラジルへの移民がそれぞれ開始されました。その多くが大島郡をはじめとする県東部の出身者でした。

「日本人ペルー移民の父」と呼ばれる^{たなかていきち}田中貞吉は岩国出身です。また、ブラジルでは、明治28年にパリで、萩出身の駐仏公使^{そねあらすけ}曾禰荒助と駐仏ブラジル公使により日伯修好通商条約が調印され両国の国交が樹立したことが、後の日本人のブラジル移民につながりました。このように、ペルー、ブラジルへの日本人の移民は本県と深く関わっています。

ペルー、ブラジル両国には共に昭和2年に設立された山口県人会があります。一方、母県には山口県ペルー協会（河村建夫会長）および山口県ブラジル親善協会（橋本憲二会長）があり、海を越えて連携しながら活発な活動を続けています。

平成28年度事業で、日本ハワイ移民資料館の一面に、ペルーおよびブラジルコーナーが設けられることになりました。これに当たり、ペルー、ブラジル両協会は、同コーナーで展示する資料の提供を呼び掛けています。写真、パスポート、手紙、日記、契約書などのほか立体物を含め、提供可能な資料がありましたら、その情報を下記までご連絡ください。

○山口県ペルー協会 日本ハワイ移民資料館（ペルー・ブラジル展示室新設）準備室

室長 光井謙二 ☎090(8998)3800

○山口県ブラジル親善協会 理事【事務局】山中清治 ☎083(927)5137